

平成 29 年度浜田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

浜田市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害福祉サービス事業所

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所(A 型、B 型)
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

平成 29 年度に浜田市が達成すべき目標額は次のとおりである。

目標額：12,300 千円

物 品	10,840 千円
役 務	1,460 千円

6 調達推進のための具体的方策

(1) 調達の推進体制の整備

障害者就労施設等から提供可能な物品及び役務についての情報を部局へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

(2) 随意契約方式の活用

障害者就労施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 浜田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の 5 月末までに取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する

8 方針に係る担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部地域福祉課とする。